

<p>★ 食育推進運動の展開 ★</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「食育月間(国6月・県10月)」・「食育の日(19日)」の周知と啓発 2. 食育に関する関係機関・団体等との連携による食育推進運動の活動支援 3. ボランティア活動の充実・強化 <p>1</p>	<p>★ 家庭における食育の推進 ★</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 早寝早起きや朝食摂取など生活リズム向上の啓発 2. 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 3. 望ましい食習慣や知識の習得のための取り組み 4. 子どもの適正体重への取り組み 5. 食への感謝の気持ちを育む取り組み <p>2</p>	<p>★ 保育園・幼稚園・学校における食育の推進 ★</p> <p>保育園・幼稚園</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭との連携 2. 楽しく食事のできる環境づくり 3. 食をとおして元気な体づくり <p>学校</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給食指導の充実 2. 指導体制の確立 3. 保護者との連携 <p>3</p>
<p>★ 安全安心な農産物の生産における食育の推進 ★</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農薬及び化学肥料の適正な使用にかかる指導 2. 減農薬及び有機栽培等の推進 3. 直売物の食品表示(JAS法)の徹底 <p>4</p>	<p>★ 基本的施策の展開 ★</p> <p>8つの施策</p>	<p>★ 地産地消における食育の推進 ★</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各直売所等での販売促進 2. 地元野菜等の学校給食への積極的な導入 3. 地元野菜及び特産加工品の地域ブランド化 4. 住民への情報提供及びPRの実施 <p>5</p>
<p>★ 農業体験の実施や農業を通じた交流における食育の推進 ★</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業体験学習の実施 2. 貸し農園やオーナー制度等の実施 3. 地元野菜や特産品を使用した調理実習等の実施 4. 収穫祭等の農業を通じたイベントの実施 <p>6</p>	<p>★ 地域における食育の推進 ★</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防 2. 食事バランスガイドや食生活指針の普及・啓発 3. 健康な歯をつくる食生活の普及 4. 食育関連団体等による食育活動への支援 5. 食育ネットワークの構築 <p>7</p>	<p>★ 食文化の継承活動の推進 ★</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生きた教材を使った取り組み 2. 郷土料理、行事食等を伝える取り組み 3. 食育活動における食文化継承の推進 <p>8</p>



佐用町



食育推進計画

(概要版)

平成22年3月



佐用町では、少子・高齢化社会が急激に進展するとともに人口減少社会が現実のものとなっています。また、近年のライフスタイルの変化に伴う、朝食の欠食、不規則な食事や食の偏り、食生活の乱れによる生活習慣病や肥満の増加など健康問題も見受けられるようになりました。さらに、住民の農産物の消費量の低迷、獣害による農産物への被害増大などの影響を受け、農業生産量は減少し地産地消も課題となっています。そして、親から子・孫に受け継がれていた伝統料理や郷土料理なども継承されにくくなっています。美しい水そして郷土文化に囲まれた生活空間で佐用町の特性を活かし子どもや高齢者をはじめ、町民が安心して健やかに暮らせることのできる健康な町の形成をめざしています。そのために家庭はもとより、保育園、学校、地域、農業生産者など食にかかわるあらゆる関係機関・団体等が連携し、生涯にわたって健康な心身と人間性を育むための計画を策定しました。

★ 計画の位置づけ ★

本計画は、佐用町の食育を推進するための基本的な考えと、具体的な施策の展開を示すための計画として、食育基本法第 18 条第 1 項の規定に基づいた市町村食育推進計画と位置づけられるものです。

本町において、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

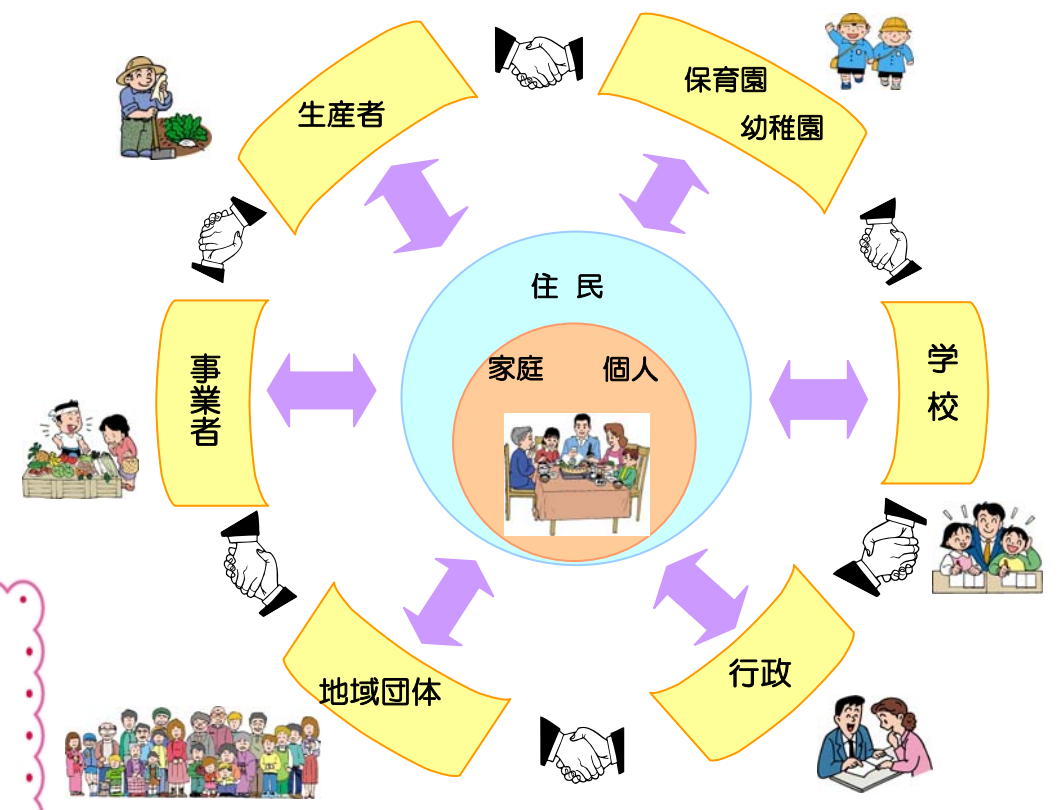
★ 計画の期間 ★

平成 22～26 年度



～ 食育を推進するためのキャッチフレーズ ～

さ 最高だよ！ 家族みんなで楽しい食事
 よ よかったね！ しっかり食べて健康なからだ
 う うれしいね！ 地元でとれた安全安心な食材



一人ひとりの食べる知恵、感謝のこころ等を身につけ、健全な食生活を実践することにより生きる力を育みます。

食育基本法・食育推進計画

兵庫県食育推進計画

佐用町食育推進計画

★ 基本理念 ★
健康な「こころ」と「からだ」をつくり、生きる力と豊かな人間性を育む

★ 基本指針 ★

食を楽しむ

食と健康に関心を持つ

安全安心な地産地消

★ 目標指標 ★

1. 家族と一緒に食事をする割合の増加
2. 食事中にテレビを見ない割合の増加
3. 食事に十分な時間をとる人の割合の増加 (1回最低 30分以上)
4. 食事のあいさつをする割合の増加
5. 栄養バランスのとれた食事を毎日 1 食以上摂る人の割合の増加
6. 朝食を食べる人の割合の増加
7. 適正体重を維持している人の割合の増加 (18歳～49歳)
8. 野菜を食べる人の割合の増加 (週 5 日以上)
9. 学校給食の地元食材使用校 (園) の割合の増加
10. 地元でとれた農産物を買っている人の割合の増加
11. 農薬、化学肥料低減の作付面積の増加
12. 直売所における農産物販売量の増加

★ 8つの基本的施策 ★

- 食育推進運動の展開
- 家庭における食育の推進
- 保育園・幼稚園・学校における食育の推進
- 安全安心な農産物の生産における食育の推進
- 地産地消における食育の推進
- 農業体験の実施や農業を通じた交流における食育の推進
- 地域における食育の推進
- 食文化の継承活動の推進